

川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）の考え方

1 趣旨

川島町では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指しています。また、令和3年（2021年）3月に策定した「第2次川島町男女共同参画推進計画」では、「LGBTを含む性の多様性の尊重」の中で、「パートナーシップ制度の導入検討」を盛り込みました。

こうした取組の一環として、要綱により川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入を進めています。

2 概要

パートナーシップ宣誓は、性的マイノリティの方がお互いをパートナーの関係であることを宣誓し、その事実を証明する制度です。また、ファミリーシップ宣誓は、パートナーシップを宣誓した方に未成年のお子さんがいて、その子を養育することを約した家族の関係を宣誓したこと証明する制度です。

これらの制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナー・家族であるという事実を対外的に証明することで、性的マイノリティの方の困難や生きづらさが少しでも軽減されるとともに、性の多様性について理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことができる町を目指します。

3 宣誓することができる方

以下のすべての要件を満たす方が宣誓することができます。

(1) 双方が成年であること。

(2) 町内在住者、もしくは町内に転入を予定していること。

※転入予定の場合、3か月以内に町内に転入すること。

(3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいない及びパートナーシップ・ファミリーシップを宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップがないこと。

(4) 双方が民法に規定されている近親者（民法第734条及び第735条に規定する結婚することができないとされる続柄）でないこと。

(5) ファミリーシップの宣誓しようとする場合、パートナーシップにある方の一方又は双方の未成年の子と生計を同一にしていること。

4 宣誓の手続き

当事者双方が同時に総務課窓口に来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に所定の事項をそれぞれが自書して宣誓します。

宣誓する一方又は双方に、生計を同一とする未成年のお子さんがいて希望する場合は、宣誓書にお子さんの氏名等を記入いただくことでファミリーシップの宣誓ができます。

5 必要な書類

- (1) 住所が確認できる書類（住民票の写し等）
- (2) 婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書、戸籍抄本など）
※いずれも発行後3か月以内のもの
- (3) 本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等）
- (4) ファミリーシップを宣誓する場合、お子さんとの関係を証明する書類

6 町が発行する書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

ただし、一方又は双方が町に転入予定の場合は、宣誓時には受付票を交付し、転入の事実を確認した後、宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付します。

7 証明書等の返還

パートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合など、対象者の要件に該当しなくなったときは、届出のうえ、証明書等を返還していただきます。

8 周知及び啓発

町は、宣誓証明書等の趣旨が十分に理解されるとともに、性の多様性や性的マイノリティの方に対する理解が進み、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、町民や民間事業者に対して周知、啓発に努めます。

9 制度導入予定日

令和3年10月1日